



【発信日】令和3年12月16日

【問い合わせ先】

結とぴあ（1階 ①番窓口）

教育委員会事務局こども支援課

課長：加藤、担当：岡

電話 0779-64-5140

子育て世帯への臨時特別給付金を年内に、分割で10万円を支給

～申請が必要となる方へは、令和4年1月以降、随時支給～

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給については、先行給付分の5万円を12月24日（金）に給付することで準備を進めてきましたが、早期に子育て世帯への支援を行うため、5万円分のクーポン支給分についても、現金とし、12月27日（月）に追加給付します。

給付に当たっては、児童手当や医療費助成などの情報を活用し、高校3年生までの児童がいる世帯で支給要件等が確認できた人には、申請不要とし、給付します。

なお、申請が必要となる方には、利便性向上のため、原則、電子申請（福井県電子申請サービスを利用）で行うこととします。

記

- 支給額 対象児童1人当たり10万円
(先行給付5万円と追加給付5万円との分割給付)
- 支給日 先行給付12月24日（金）、追加給付12月27日（月）
※申請が必要となる方へは、令和4年1月以降、随時支給
- 対象者 4,115人（令和3年9月30日現在）
※うち、4,013人には申請不要で給付
- 分割給付の理由
 - ・先行給付分については、案内の発送など、既に事務を進めているため。
 - ・給付の取扱いとして、給付の申込み（個別通知・案内）を行った上で、受給拒否の届出期間（1週間）を確保する必要があるため。